

福井市公正入札調査等委員会の開催概要について

このことについて、令和6年度福井市公正入札調査等委員会（第3回）を開催しましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時 令和7年2月7日（金）10：00～11：30

2 場 所 福井市役所 別館5階 大講堂

3 出席委員 委員4名

4 議事次第

(1) 開会

(2) 議題

- ・入札及び契約手続きの運用状況の報告（令和6年8月～令和6年11月）
- ・抽出事案審議（5件）
- ・管工事における入札状況の報告

(3) 閉会

5 会議概要

(1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告（契約課）

- ・契約件数、請負率の状況について説明。

(2) 上下水道局の入札及び契約手続きの運用状況の報告（経営管理課）

- ・契約件数、請負率の状況について説明。

(3) 抽出事案審議

ア 審議事案1

「木田小学校給食室増築・北校舎長寿命化改修工事」（条件付一般競争入札）

Q 請負率が非常に高いことと、また工事を分離発注出来ないのか。

A 本工事は、北校舎の構造体以外を解体し、その後建築工事で外壁改修工事や屋上防水改修工事、内装工事を行う。このため分離発注とし、給排水衛生設備工事、空調設備工事、電気設備工事をそれぞれ別に発注した。

イ 審議事案2

「東藤島小学校北校舎1階部分改修工事」（条件付一般競争入札）

Q 設計金額、それから予定価格が一緒で、請負金額がほぼ予定価格に近い価格で落札とされている。それに対して1者が最低制限価格を設定している 92.5%を若干下回って 92.211%で失格になっていること。業者が予定価格ギリギリの 100%に近い価格で取れて、一方で最低制限価格近くでは、下回って取れなかった。数字や表だけではわからないので教えていただきたい。

A 入札は、3回入札され、1回目と2回目が不調になっている。1回目は参加した3者とも最低制限を下回り、2回目も参加した2者とも最低制限を下回った。今回の3回目になり、1者は下回ったが、他の2者は安全策のため、大きな数字で応札したと考えている。

ウ 審議事案3

「令和6年能登半島地震災害本復旧工事」(指名競争入札)

Q 参加業者が1者だが、指名業者は十分あるけれど、結局1者しか入札しなかった事情があるのか。

A 担当課として推察しているのは、業者がそれぞれ手持ち案件や、当時の工事の状況を鑑みて入札を辞退された方が多かったと考えている。

エ 審議事案4

「R5 公446号 下水管改築工事」(条件付一般競争入札)

Q 入札参加が1者だけで請負率も非常に高いということになるとやはりどうなのかということになる。改めて確認すると、資格のある人がいる業者数が153あって、入札に適さないだけと言う事でいろいろ事情があるが、業者的にはあまり美味しくない工事だと見られる、この辺の事情はどうなのか伺いたい。

A 今回は老朽化した管を新しい管に布設替えするもので、すでに供用されている管であることから、作業前に下水を一旦止めて、別の管に流しながらに施工する。加えて、中心市街地の工事であるため、地下埋設部も多く、車両や歩行者など通行規制もあることから、各業者さんが積極的に応札をせず、応札される1者の業者さんについても手間のかかる工事であるため、高い額での応札になったものと推察している。

オ 審議事案5

「R6 公207号 上里ポンプ場No.4雨水ポンプ設備更新工事」(条件付一般競争入札)

Q 設計予定価格が非常に高額であり、参加業者が1者で請負率が非常に高く、予定価格に非常に近い価格で入札していることである。1者が単独でとなると、そこには何かあるのではないのか、適正だったのかどうなのかという疑いがどうしても出てきてしまう。最低制限価格があるので、近くに入れているとなれば、また話は違うかもしれないが、やっぱりこの予定価格ぎりぎりまで1者が落札した結果となったが、その辺の事情はどうなのか。

A 今回の1者の応札だったという結果について、参加条件は1者に絞るような条件とはしていない。結果的には、設計価格に近い高い金額になった要因として、確実に資材を確保するために市場価格よりも高い価格で、見積り計画を立てたことなども設計価格により近い金額になったと考えている。

(4) 管工事における入札状況の報告

管工事の入札について、今後も引き続き調査する。